

学生等の学びを継続するための緊急給付金(令和3年度)

今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯収入・アルバイト収入の減少により、学生生活にも経済的な影響が及んでいる状況の中で、大学等で修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を給付する事業です。

希望する学生は、文部科学省ウェブサイトに掲載されている『学生等の学びを継続するための緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)(https://www.mext.go.jp/content/20211220-mxt_gakushi01-000019539_1.pdf)で支給対象者の要件を確認し申請をしてください。

また、この給付金は、下記のQRコードよりスマートフォンから申請手続きを行っていただき、日本学生支援機構から支給(振込)されることとなります。スマートフォンからの申請手続きが困難な場合には、各教学課へご相談ください。

スマートフォンでご覧ください



LINEアプリを起動して、
QRコードを読み取ってください。

支給金額 10万円

学内申請手続き締切日 令和4年1月14日(金) **※必ず期日厳守でお願いします。**

【特記事項】

※文部科学省からの申請枠には上限があり、申請者全員が支給されるわけではございませんので予めご了承ください。

※支給の決定については特に通知しません。口座への振込みをもって、支給決定の通知に代えます。

※本学から緊急給付金受給の意思確認のメールを受け取っている学生は、申請手続き不要です。

※提出書類について、任意であっても可能な限り提出してください。

※LINEトーク画面上の申請用フォーム URL を共有・使い回した場合、適切な手続きが出来ませんので、各自で手続きを行ってください。

※申請に関する問い合わせ窓口：文部科学省へ直接の問い合わせは出来ませんので、ご不明な点等ある場合には、上武大学大学本部総務課 hsoumu1@ic.jobu.ac.jp までお問い合わせください。